

関係議員各位

平成8年6月13日

情報公開法に関する要望書

全国青年税理士連盟

会長 岩田俊

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

電話 03(3354)4162



当連盟は全国3千余名の若手税理士によって組織されている団体です。その目的は、真の国民のための租税制度および税理士制度を確立することであり、租税制度および税理士制度に関する研究、提言を活発におこなっています。

情報化の進んだ現代社会では、憲法が保障する「表現の自由」を国民の側から再構築したのが「知る権利」として認められており、それを具体的請求権となるため現在「情報公開法」の制定に向けて行政改革委員会行政情報公開部会において尽力されていることと思います。

しかし、本年4月24日に公表された「情報公開法要綱案（中間答申）」は、従来の行政機関の秘密主義を改めるには、極めて不十分であると云わざるを得ません。

当連盟は、先に制定・施行された行政手続法において、税務行政に関する大部分が適用除外となったことを極めて遺憾とし、「情報公開法」の制定において税務行政情報についても同様のことがないようお願いすると共に、行政機関による情報の独占を排し、国民の「知る権利」を実質的に保障するものとなるよう以下の点を要望致します。

1. 情報公開請求権は、国民の「知る権利」に基づく基本的権利であることを法の目的に明記する。

2. すべての行政機関、特殊法人等政府関係法人を制度の対象機関とする。
3. すべての情報は、公開を原則とし、例外的に公開しないことができる情報は必要最小限の範囲とし明確に定める。さらに、非公開の理由は個別具体的に明示する。
4. 人の生命・身体の安全・健康の保持・環境の保全に関する情報、消費生活に重大な影響を与える情報、など国民の生活に直接影響がある情報は絶対に公開する。また、秘密約束の下に提出された情報についてすべて非公開とする制度は採用しない。
5. 存在・不存在を明らかにできない対象外情報は無条件に認めない。また、大量請求等という理由だけで非公開とする制度は採用しない。
6. 事実上公開請求ができないような複雑な手続きにはせず、請求者が誰でも迅速・容易に情報が入手できる制度として手続きや費用を定める。
7. 不服審査会は、行政から完全に独立した機関とする。
8. 税理士として絶対に公開を求めたい情報
 - (1) 税務に関する法律の立案、政令、省令及び通達の制定についての情報
 - ・大蔵省（国税庁）及び自治省での審議過程
 - ・税制調査会及び法制審議会等の審議過程
 - ・税務に関するすべての通達
 - (2) 本人の申告、課税庁の調査等によって得られた納税者本人に関する情報